

保存期間10年

通達乙人少第10号

通達乙警第342号

通達乙刑総第180号

通達乙捜一第139号

令和5年3月28日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

人身安全関連事案に対処するための体制の確立について

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、事態に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要である。

こうした観点から、人身安全関連事案に対処するための基本的な考え方を下記のとおりとするので、各位にあっては、所要の体制を確立し、人身安全関連事案への対応に遺憾のないようにされたい。

なお、人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（平成31年4月25日付け通達乙人対第192号ほか）は、廃止する。

記

## 1 警察本部及び警察署における体制の確立

### (1) 警察本部における一元的対処体制の確立

人身安全関連事案の危険性・切迫性を見極め、執るべき措置を検討するために

は、知見と経験を蓄積し、体制の充実した警察本部による速やかな事態の掌握とその主導の下での対処が必須である。そのため、人身安全関連事案への対処に当たっては、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部がより積極的、機動的に関与することとし、生活安全部門、警務部門及び刑事部門が連携して人身安全関連事案について一元的に対処するための人身安全事態対処プロジェクト体制（以下「人身安全関連事態対処班」という。）を確立している。

人身安全関連事態対処班は、警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、関係警察署と緊密に連携の上、その危険性・切迫性を判断し、これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導、助言及び支援を行うことを任務とするものであり、司令塔として生活安全部人身安全少年統括官が、一元的な指揮に当たること。

また、緊急事案対応として、現場支援班のほか、刑事部捜査第一課特殊班等必要な捜査力を積極的に投入すること。

## (2) 警察署における体制の確立

警察署においては、人身安全関連事案への対処責任者を警察署長とした生活安全部門、刑事部門、地域部門、警務部門等を統合した体制とし、警察本部における人身安全関連事態対処班に準じた体制を確立すること。

なお、当直体制下で相談等がなされた時の対処体制については、各警察署の実情に応じて、待機員の運用等を含めた対処方針をあらかじめ確立しておくこと。

## 2 人身安全関連事案への対応

### (1) 事案認知時の対応

警察本部において的確に事態を把握するため、人身安全関連事案の全てについて、事案を認知した段階で、警察署長に速報するとともに、並行して人身安全関連事態対処班に速報すること。

報告を受けた警察署長は、人身安全関連事態対処班からの指導及び助言を得つつ対処方針及び対処体制を決定し、人身安全関連事態対処班は、警察署に対して継続して指導及び助言を行うとともに、事案に応じて現場支援班の派遣やその他の応援派遣等の支援を行うこと。

また、事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合においては、関係都道府県警察と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

## (2) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、人身安全関連事態対処班は、現場支援班を警察署に派遣するとともに、対処についての指導、助言及び支援を行うこと。また、この場合には、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、必要により「ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難等に係る公費負担制度」等の活用を図ること。やむを得ない事情があり被害者宅等以外の場所へ避難させることができないときには、被害者等の帰宅路や被害者宅等内外における安全確保等周辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

また、ビデオカメラや緊急通報装置等の防犯資機材を活用するほか、一時避難等の措置を講じるなど、被害者等の保護対策に万全を期すこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときは、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

上記の措置を円滑に実施するため、平素から管内の自治体等と連携できる体制を構築しておくこと。

## (3) 行為者への措置

人身安全関連事案は、届出の時点で相当程度に事案が進行している場合があり、とりわけ、ストーカー事案については、加害者の被害者に対する支配意識が非常に強く、被害者の親族等に危害を加えるまでに至るところに特徴がある。

人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に身柄拘束措置による加害行為の防止を図るなど、一歩踏み込んだ対応を徹底すること。

## (4) 事案認知時における危険性等の見極め

人身安全関連事案に係る相談への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断するため必要があると認めるとき、事件化を図るための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるときなどには、生活安全部門の担当者と刑事部門の捜査員が共同で聴取を行うこと。

## 3 その他

人身安全事態対処プロジェクト体制は、別に定める。